

【原著論文】

### 3 か国の体育系大学生における体罰の比較

—日本, 韓国, イタリアを対象として—

齋藤 雅英<sup>1)</sup>, 依田 充代<sup>2)</sup>, 波多腰克晃<sup>3)</sup>, 亀山 有希<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 日本体育大学教育心理学研究室

<sup>2)</sup> 日本体育大学スポーツ社会学研究室

<sup>3)</sup> 日本体育大学スポーツ哲学研究室

## Comparison about the corporal punishment among the students of the physical education in three countries

Masahide SAITO, Mitsuyo YODA, Katsuaki HATAKOSHI and Yuki KAMEYAMA

**Abstract:** The purpose of this study was to clarify university physical-education students' opinions on the use of corporal punishment (in a comparison between students from Japan, Korea, and Italy) in sport-related situations.

Collective survey methods were used to acquire the opinions of the participants of this study. The participants included college students from Japan (n=987), Korea (n=305), and Italy (n=186) and the content of the survey included questions on harassment and corporal punishment. Statistical processing of the content was conducted as follows: a chi-square test on the content was used to compare the results from the three countries, a chi-square test on content related to corporal punishment was used to compare Japan and Korea, an ANOVA was used to compare two countries on whether the participants have or do not have experience of corporal punishment, and we examined the degree of acceptance of corporal punishment using a multiple regression analysis.

The results of the chi-square test for the comparison of the three countries showed "have you ever received or heard of any kind of power harassment or sexual harassment, including physical punishment at a competition?" and "instruction, including violence, during competition activity is necessary." For the three countries, having experience of receiving such punishment was lower for students from Italy. As a result, the type of harassment experienced by students from Japan and Korea was compared and the results of the chi-square test between Japan and Korea were also presented.

(Received: November 1, 2015 Accepted: February 10, 2016)

**Key words:** corporal punishment, Korea, Italy, acceptance of corporal punishment

キーワード: 体罰, 韓国, イタリア, 体罰容認

#### 1. 諸 言

近年, 学校教育や体育・スポーツ分野において体罰問題がクローズアップされており, 同時にさまざまな対策が立てられている。研究においても多分野からアプローチが試みられているにもかかわらず, その解消は未だ達成されていないのが現状である。三好(2013)<sup>1)</sup>は, 繰り返し叫ばれながら撲滅できない体罰問題に対して「有効な対策を立てるためには, 今一度, 体罰発生の状況について整理することが必要ではないだろう

か」と述べ, 現状把握のための多角的な調査分析の必要性を提起している。そこで, 以下にこれまでの体罰研究を概観し, 本研究の目的を述べることとする。

#### 1. 体罰と攻撃行動について

人間にとって体罰とはどのようなものであるかを検討し, 今一度体罰に関する視点を整理することは重要なことと考えられる。Sipes, R. D. (1973)<sup>2)</sup>は, 戦争とスポーツ, 攻撃性に関する比較文化調査と事例研究の方法を用いて詳細に検討している。その結果, 好戦的

行動が認められる社会では、戦闘的スポーツが典型的に認められ、戦争が比較的少ない社会では、戦闘的スポーツが欠如している傾向が認められたと述べている。この調査結果を引用した Montagu, A. (1982)<sup>3)</sup> は著書のなかで、「攻撃行動は学んだもので、エネルギーや流体ではなく、スポーツのなかで解消されるものではない」と記している。そのため、攻撃行動を理解するためには、攻撃行動の発達に与える経験や条件を検討する必要があるとしている。つまり、スポーツの実施による攻撃性や欲求の解消・昇華の効果を強調することよりも、好戦的行動の存在について留意することが求められている。これらのことは、個人の体罰に対する考え方や体罰行為についても、その人がそれまでのような経験をしてきたかが強く影響するものと考えられる。

わが国においては、原田 (1998)<sup>4)</sup> が『暴力論』のなかで、時代とともに変遷する暴力論や暴力観について、いじめや戦争など多様な暴力の本質と機能を分析し、暴力全般の論理の体系化を試みている。また、中谷 (2004)<sup>5)</sup> も学校教育のなかで起きる体罰について、人間観と教育観の視点から検討を加え、日本における体罰容認の背景として軍隊式師範教育の影響が強いと述べている。この戦争と体罰との関連について、鈴木・鈴木・坂本 (2014, 2015)<sup>6,7)</sup> は、運動部を対象として3つの異なる視点から検討している。その視点のひとつにミリタリズム起源説 (残りの2つは、保健体育教師の教職経験、保健体育教師の身体論からの検討) をあげて詳細な分析を行い、歴史的視点からの検討では、「これまで流布されてきたミリタリズム起源説は、広く一般化して考えることは危険であることが示唆された」と述べ、その関連性を否定している。そして、各々の学校教育機関における運動部活動の変化をより詳細に検討するなど、これまでとは異なるアプローチが求められていると提案している。

以上のことから、体罰については経験による影響が強いことが推察されるものの、ミリタリズム起源説に固執することなく検討していくことが必要であろう。

## 2. 教員養成系学生における体罰の考え方

学校教育において体罰を行うことが多い教員について調べた、喜多 (1988)<sup>8)</sup> と安田 (1999)<sup>9)</sup> の結果は一致している。体罰を行うことが多い教員順は担任教師、体育教師、クラブ顧問となっており、児童生徒と関わる時間や頻度と関連していることが示されている。

それでは将来教職に就くことを目標としている教員養成系学生は、体罰についてどのように考えているのだろうか。福島 (2013)<sup>10)</sup> は、2012年度開講の小学校教員を志望する学生を対象に体罰に関する調査を行っ

たところ、およそ6割の学生が「体罰が時に必要な場合がある」という意見に賛成したという結果を示している。教員養成系学生における体罰容認の数の多さ自体も問題であるが、この調査において体罰に賛成した学生はいじめに対する取り組みに対しても消極的であったことが明らかになっている。体罰問題の解決は、そのみに限定されるものではなく、児童生徒のいじめや暴力行動に効果をもたらすことが予測されることから、体罰問題の改善に取り組むことはよりいっそう意義深いことであると思われる。

## 3. 体育専攻学生における体罰容認の考え

### (1) 体罰容認と被体罰経験について

上述の喜多 (1988)<sup>8)</sup> と安田 (1999)<sup>9)</sup> の調査結果から、体育教師やクラブ顧問による体罰は少なくないことが示されている。そのため、将来教職に就くことを目標としている学生のなかでも、特に体育専攻学生が体罰についてどのように考えているのかをとらえることが試みられている。体罰に関する研究については、大学生に対して過去を思い出してもらい回答を求めたり、現在の状況について回答を求めたりする方法が多くみられる。例えば、阿江 (1990)<sup>11)</sup> の体育専攻短期大学生を対象とした調査によると、体罰を行う指導者は、20, 30代で、礼儀を重視し、集団スポーツ種目である、という3つの要因を示している。このように、体育・スポーツ分野に数多くいる指導者のなかでもどのような人が、体罰を行うリスクが高いのかに焦点をあてた研究が盛んに行われている。

体罰を起こすリスクのうち、楠本・立谷・三村・岩本 (1998)<sup>12)</sup> の研究は重要なもののひとつにあげられる。それは体育教師の体罰容認の高さについて、体育専攻学生の被体罰経験と体罰についての意識を分析したものである。ここでは、体育教師が指導している部活動における体罰の背景に、生徒のあいだに信頼関係があると思込んでいるおり、体罰としての認識が不足している指導者が体罰を行う傾向にあることを指摘している。また、阿江 (2000)<sup>13)</sup> も体育専攻女子大学に指導者になったとき体罰を選択するかという調査で、体罰体験がある者はない者よりも、体罰を選択することを示している。さらに、西坂・曾田 (2007)<sup>14)</sup> は高等学校のクラブ活動における指導者からの体罰と、体罰に対する考え方について女子大学生を対象にアンケート調査を行い、被体罰経験は全体の25%ほどで、その経験を「悔しい自分が悪いから仕方がない」と考え、体罰により成長し感謝すると感じていたことを明らかにしており、被体罰経験のあるものは、体罰を容認する傾向があることを指摘している。その後も、高橋・久米田 (2008)<sup>15)</sup> による大学生を対象とした調

査で、被体罰経験は約25%と上記の調査と同様の結果を示している。そして、体罰容認に関連する要因として、性別と被体罰経験をあげており、男子学生で体罰を経験したことがある学生が体罰を容認する傾向が強いことを示した。しかしながら、集団、対人、個人競技といった競技種類との関連は認められなかったと述べている。

以上のことから、将来的に体罰を起こすリスクの高い体罰容認学生に対する現状の把握と、その要因についてより詳細に検討することが必要と考える。

#### (2) 体罰容認に影響するその他の要因

体罰容認に影響を与える要因として、上述のとおり被体罰経験の有無が関係していることは多くの研究によって示されてきている。それ以外の要因について、杉山(1997)<sup>16)</sup>は、体罰の背景にあるものとして、現代社会において権威が失われた学校のなかで、職業アイデンティティを守ろうとする防衛反応としての権威主義の存在を示唆している。また、梅津(2003)<sup>17)</sup>は、学校教育における体罰・暴力に関する先行研究のレビューから、体罰容認に与える要因として勝利至上主義をあげている。加えて、ドーピング問題を引き起こす勝利至上主義をこえた権威主義的な人間関係が体罰問題の根底にあると述べている。さらに、宮原・高木(2008)<sup>18)</sup>は、「体罰には権力性＝暴力性をもって大人の側が一方的に設定した規範に、子どもたちを権力的＝暴力的に従わせようとする構図を見てとることができる」と述べ、体罰と権威主義との関連を指摘している。これに対して富江(2008)<sup>19)</sup>も、部活動における体罰について勝利至上主義や根性主義、権威主義的な運動部で起こりやすいことを示している。その後、依田・北村(2012)<sup>20)</sup>はフェアプレイ精神を肯定する傾向にあるものは、ドーピングを否定する傾向にあることを示している。

これらの研究をまとめると、体罰容認の背景として、権威主義的傾向、勝利至上主義、フェアプレイ精神の欠如といった要因が複雑に関与していることが推察される。そのため、体罰容認に与える影響については、被体罰経験とともにその他の要因も加えて検討することが求められる。

### 4. 体罰に関する他国との比較

#### (1) 韓国における体罰について

体罰の理解を促進するために、他国の現状と比較することは有意義な試みであると考えられる。しかしながら、体罰の国際比較に関する研究は少ないのが現状である。そのなかでも隣国の韓国との比較研究については、いくつかみられるようになってきた。韓国の体罰禁止政策は、2011年の「学校文化先進化方策」で直

接的体罰の完全禁止を規定している。黄(2013)<sup>21)</sup>によると、韓国では競技力向上を目的として活動する「学生選手」という存在があり、試合での勝利を目指す厳しい訓練の過程で体罰が加えられる場合があると述べている。また、金(2013)<sup>22)</sup>は、韓国の体罰禁止に関する制度と認識について日本との比較を行っている。そのなかで、韓国は1998年の「小・中教育法施行令」で体罰禁止に関する法律を施行したが、2011年の同法改正で間接的な体罰の容認ととれる内容があると述べている。一方で2012年の人権条例案では体罰の全面的な禁止を命令している。そして、日本と韓国には「教育現場で体罰禁止を根付かせる」という共通の課題が存在すると指摘している。

以上のように、体罰問題に関して日本と韓国では共通の課題が存在し、かつそれぞれの国に異なる背景を有することから、両国を比較することで何らかの重要な示唆を得ることができるのではないかと期待される。

#### (2) イタリアにおける体罰について

寺崎(2000)<sup>23)</sup>によれば、欧米の近代教育思想の根底に「体罰を留保している事態を直視しようとはしてこなかった」というように最後の手段として体罰を留保している「教育学的ステレオタイプの呪縛」の存在を指摘している。一方で、中谷(2004)<sup>5)</sup>は欧米では体罰が常習的に行われてきたが、現代において学校における体罰は法的に禁止される傾向にあるとしている。このように、一般的に欧米では日本に比べて、体罰否定が明確に打ち出されていると考えられている。また、寺崎・金次(1992)<sup>24)</sup>は日本で学校における体罰が禁止された1879年以前に、国として学校での体罰を禁止していた6か国のなかに1860年のイタリアが含まれていると述べている。さらに、Lansford et al.(2014)<sup>25)</sup>は、イタリアを含む中国、コロンビア、ケニア、ヨルダン、フィリピン、スウェーデン、タイ、アメリカにおける両親からの体罰について9か国の比較調査研究を行っている。その結果、イタリアの特徴として体罰の使用と、体罰を使用する必要があると考えている保護者の割合が9か国の中でスウェーデンに次いで2番目に少ないことが示された。

以上のことから、日本に比べて体罰禁止の先進国であると思われるイタリアと比較研究を行うことで、重要な知見が得られるものと考えられる。

なお、体罰に関する国際比較を行うにあたっては、添田(2013)<sup>26)</sup>が各国における体罰に関する研究の留意点として、日本語における体罰と諸外国の言語における体罰について差異が生じていないかを点検する必要性を説いている。そこで本研究における調査では、対象国の学校教育における体罰と日本の学校教育における体罰との、双方を熟知しているものの協力を得て

### 3 国 の 体 育 系 大 学 生 に お け る 体 罰 の 比 較

表 1-1 調査対象者の詳細

項目	国( )内は%			
	日本	韓国	イタリア	
性別	男性	661 (66.7)	208 (68.2)	118 (62.4)
	女性	302 (30.9)	82 (26.9)	59 (31.2)
	無回答	14 (1.4)	15 (4.9)	9 (4.8)
年齢	18歳	66 (6.8)	6 (2.0)	4 (2.1)
	19歳	290 (29.7)	35 (11.5)	32 (16.9)
	20歳	181 (18.5)	94 (30.8)	26 (13.8)
	21歳	262 (26.8)	78 (25.6)	24 (12.7)
	22歳	157 (16.1)	49 (16.1)	19 (10.1)
	23歳	3 (0.3)	15 (4.9)	17 (9.0)
	24歳	1 (0.1)	9 (3.0)	10 (5.3)
	25歳	1 (0.1)	6 (2.0)	8 (4.2)
	26歳以上	4 (0.4)	7 (2.3)	35 (18.5)
	無回答	12 (1.2)	6 (2.0)	11 (5.8)
在学年数	1年	328 (33.6)	106 (34.8)	71 (37.6)
	2年	114 (11.7)	74 (24.3)	19 (10.1)
	3年	277 (28.4)	53 (17.4)	33 (17.5)
	4年以上	193 (19.8)	19 (6.2)	30 (15.9)
	無回答	65 (6.7)	53 (17.4)	33 (17.5)
所属チーム	所属していない	47 (4.8)	33 (10.8)	14 (7.4)
	無所属(以前は所属)	69 (7.1)	22 (7.2)	49 (25.9)
	学内のチーム等に所属	794 (81.3)	219 (71.8)	5 (2.6)
	学外のチーム等に所属	39 (4.0)	10 (3.3)	109 (57.7)
	無回答	28 (2.9)	21 (6.9)	9 (4.8)

韓国語とイタリア語への翻訳ならびに調査を実施するよう留意した。

## II. 目 的

本研究の目的は、日本と韓国、そしてイタリアにおける体罰の状況について比較することで、今後の日本における体罰防止のための示唆を得ることである。

そのために各国の、①体罰容認度、②体罰の経験と内容、③その他の項目(権威主義、倫理観の欠如、フェアプレイ精神の欠如、勝利至上主義)を調べ、体罰容認度の背景にある要因の一端を明らかにすることを試みる。

## III. 方 法

### 1. 対象者

対象者について、日本の調査対象者は A 体育大学体育専攻学生 977 名であった。韓国は B 大学体育学部の体育専攻学生 305 名で、イタリアが C 大学人間・運動スポーツ科学科の学生 186 名であった。調査対象者の詳細について表 1-1、1-2 に示した。

### 2. 実施日時・場所

調査の実施は、日本の A 体育大学は 2013 年 9 月、韓国の B 大学が同年 11 月、イタリアの C 大学は 2014 年 2 月に調査を行った。調査は集合調査法により、アンケート用紙を用いてそれぞれの大学の講義室で実施した。

### 3. アンケートの内容

#### (1) 体罰容認度

体罰の容認度に関して、多くの先行研究ではその必要性を 5 件法等の Rikert 法で回答を求める方法を選択している。しかしながら、今回は体罰の必要性を 0%~100%の範囲で数値を記入するよう求めた。理由として、前掲の福島 (2013) の調査で「体罰が時に必要な場合がある」という意見が 6 割に達していた賛成意見がどの程度であるか、詳細な分析を可能にするためである。

#### (2) 体罰の経験と内容

体罰については、表 2 にアンケートの内容と回答方法を示した。

表 1-2 調査対象者の詳細

項目	国( )内は%		
	日本	韓国	イタリア
サッカー	174 (17.8)	43 (14.1)	42 (22.2)
野球	108 (11.1)	34 (11.1)	3 (1.6)
ソフトボール	12 (1.2)	2 (0.7)	1 (0.5)
バスケットボール	16 (1.6)	29 (9.5)	6 (3.2)
バレーボール	18 (1.8)	24 (7.9)	16 (8.5)
ハンドボール	22 (2.3)	3 (1.0)	0 (0.0)
バドミントン	22 (2.3)	13 (4.3)	0 (0.0)
ラグビー	38 (3.9)	27 (8.9)	4 (2.1)
テニス	28 (2.9)	8 (2.6)	8 (4.2)
ソフトテニス	29 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
体操	10 (1.0)	13 (4.3)	3 (1.6)
水泳	91 (9.3)	2 (0.7)	17 (9.0)
器械体操	45 (4.6)	1 (0.3)	3 (1.6)
ゴルフ	12 (1.2)	2 (0.7)	0 (0.0)
アーチェリー	19 (1.9)	10 (3.3)	0 (0.0)
陸上競技	192 (19.7)	0 (0.0)	13 (6.9)
ダンス	3 (0.3)	1 (0.3)	4 (2.1)
レスリング	28 (2.9)	0 (0.0)	2 (1.1)
ボクシング	4 (0.4)	1 (0.3)	5 (2.6)
アイスホッケー	13 (1.3)	4 (1.3)	0 (0.0)
その他	73 (7.8)	60 (19.7)	45 (24.2)
無回答	20 (2.0)	28 (9.2)	14 (7.4)

表 2 体罰の経験と内容に関するアンケート

内容	選択肢
Q1 被体罰経験	はい・いいえ
Q2(1) 体罰の種類	暴力・人格否定・脅し・セクハラ
Q2(2) 場面	試合・練習試合・練習・合宿・その他
Q2(3) 体罰者(複数回答可)	監督・コーチ・トレーナー・その他・年上・実力上位者
Q2(4) 頻度	1回のみ・複数回・日常的
Q2(5-1) 体罰の程度(肉体的苦痛)	はい・いいえ
Q2(5-2) 体罰の程度(精神的苦痛)	はい・いいえ
Q2(6-1) 体罰の理由(ミス)	はい・いいえ
Q2(6-2) 体罰の理由(態度)	はい・いいえ
Q2(7) 体罰への対処	他の指導者に相談・一人で悩む・気に留めない・直接話す・家族に話す
Q2(8-1) 今後(原因をなくす)	はい・いいえ
Q2(8-2) 今後(他の指導者に相談)	はい・いいえ
Q2(9-1) 体罰継続の場合(第三者機関等に通報)	はい・いいえ
Q2(9-2) 体罰継続の場合(所属先で相談)	はい・いいえ

(3) その他の項目

その他の項目については、上述のとおり先行研究に基づいて権威主義、倫理観の欠如、フェアプレイ精神の欠如、勝利至上主義に関する4項目に回答を求めた。権威主義は、「スポーツクラブ(チーム)の監督・コーチの言うことは絶対だと思う」、倫理観の欠如は、「強くなるためにはドーピングをしてもかまわないと思う」、フェアプレイ精神の欠如は、「スポーツは最後まで全力を尽くしてプレーすることが大切だと思う」(反転項目)、勝利至上主義は、「スポーツはどんな手段を使っても勝つことが重要だと思う」のそれぞれの設問に対して「おおいにあてはまる(5点)～まったくあてはまらない(1点)」の5件法で回答を求めた。

アンケートの翻訳版の作成にあたっては、日本と韓国、そして日本とイタリアの体罰について理解をしているそれぞれの翻訳協力者と著者らで、複数回修正と検討を繰り返して完成させた。

なお、アンケートについては日本体育大学倫理審査委員会の承認を得ており(承認番号第013-H39号)、実施にあたっては調査対象者の同意を得て行った。

4. 資料整理の方法

体罰容認度については、国ごとに0%~100%で求めた回答の平均値等を求め、分散分析を行った。そして、男女別で体罰容認度に差があるかをt検定により求めた。また、被体罰経験については、各項目に対する回答度数を求めカイ二乗検定を行った。そして、その他の項目については、国ごとに5件法の回答を点数化し平均値等を求め、項目ごとに分散分析を行った。最後に、体罰容認度に影響を与える要因を探るため、目的変数を体罰容認度、予測変数を被体罰経験、その他の項目としてステップ・ワイズ方式の回帰分析を行った。統計処理はSPSS19.0とANOVA4を用い、事後の検定ではRyan法による多重比較を行った(有意水準は5%未満)。

IV. 結 果

1. 体罰容認度の比較

(1) 3 国 の 体 罰 容 認 度 に つ い て

図1は、3 国 の 体 育 系 大 学 生 に お け る 体 罰 容 認 度

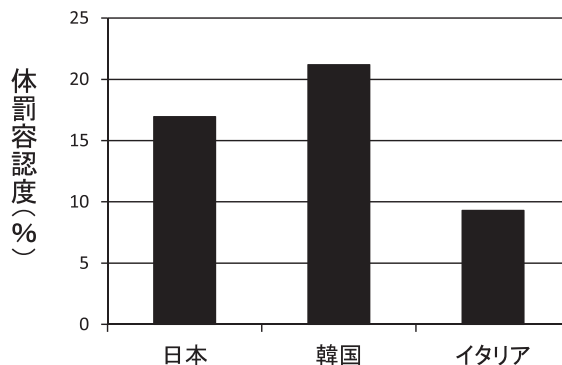


図1 3 国 の 体 罰 容 認 度 の 比 較

表3 3 国 の 体 罰 容 認 度 に 関 す る 分 散 分 析 表

要因	平方和	df	平均平方	F
国	8791.73	2	4395.87	8.03 **
誤差	589469.86	1077	547.33	
全体	598261.59	1079		** p<.01

について平均値と標準偏差を求め(日本:  $\bar{X}$ =16.94, SD=23.20, n=798, 韓国:  $\bar{X}$ =21.18, SD=26.17, n=190, イタリア:  $\bar{X}$ =9.29, SD=17.97, n=92), 示したのである。分散分析の結果、表3に示したとおり、国の効果が有意であった( $F(2, 1077)=p<.01$ )。Ryan法を用いた多重比較によれば、3 国間にはすべて有意差が認められ、「イタリア<日本<韓国」という結果となった(MSe=547.33, 5%水準)。

(2) 男女別にみた体罰容認度

男女別にみた体罰容認度について平均値と標準偏差を求め(男子大生:  $\bar{X}$ =16.97, SD=24.47, n=737, 女子大生:  $\bar{X}$ =17.19, SD=21.47, n=343), t検定を行った。その結果、有意差は認められなかった( $t(1078)=0.14, n.s.$ )。

2. 被体罰経験の比較

(1) 3 国 の 被 体 罰 経 験 の 比 較

表4は、3 国 の 大 学 生 別 に 被 体 罰 経 験 の 人 数 を 集 計 した も の で あ る 。 カ イ 二 乗 検 定 の 結 果 、 人 数 の 偏 り は 有 意 で あ る ( $\chi^2(2)=76.61$ )。そこで、残差分析を行った結果、イタリアでは日本と韓国に比べて被体罰経験

表4 被体罰経験の3 国比較

経験	日本(n=977)				韓国(n=977)				イタリア(n=977)				カイ二乗値
	度数	%	期待度数	残差	度数	%	期待度数	残差	度数	%	期待度数	残差	
あり	289	29.8	226.8	8.2	44	14.8	69.5	-3.9	5	2.8	41.7	-6.9	76.61 **
なし	680	70.2	742.2	-8.2	253	85.2	227.5	3.9	173	97.2	136.3	6.9	
合計	969				297				178				** p<.01
残差分析	日本:あり>なし				韓国:あり<なし				イタリア:あり<なし				

表5 体罰の内容に関する日本と韓国のカイ二乗検定による比較

項目	日本(n=289)				韓国(n=44)				カイ二乗値	残差分析		
	度数	%	期待度数	残差	度数	%	期待度数	残差				
種類	暴力	234	81.0	224.8	3.6	25	56.8	34.2	-3.6	12.89**	日本>韓国	
	人格否定	125	43.3	131.9	-2.2	27	61.4	20.1	2.2	5.05*	日本<韓国	
	威圧・脅し	85	29.4	83.3	0.6	11	25.0	12.7	-0.6	0.36		
	セクハラ	8	2.8	6.9	1.1	0	0.0	1.1	-1.1	1.25		
場面	試合	66	22.8	69.4	-1.3	14	31.8	10.6	1.3	1.69		
	練習試合	108	37.4	112	-1.3	21	47.7	17	1.3	1.73		
	練習	233	80.6	225.6	2.9	27	61.4	34.4	-2.9	8.28**	日本>韓国	
	合宿	105	36.3	102.4	0.9	13	29.5	15.6	-0.9	0.77		
	その他	57	19.7	50.3	2.8	1	2.3	7.7	-2.8	8.08**	日本>韓国	
体罰者	監督	208	72.0	191.8	191.8	13	29.5	29.2	-5.5	30.79**	日本>韓国	
	コーチ	92	31.8	110.2	110.2	35	79.5	16.8	6.1	36.84**	日本<韓国	
	トレーナー	1	0.3	4.3	4.3	4	9.1	0.7	4.4	19.75**	日本<韓国	
	スタッフ	6	2.1	6.1	6.1	1	2.3	0.9	0.1	0.01		
	年上	77	26.6	80.7	80.7	16	36.4	12.3	1.3	1.79		
実力上位者	7	2.4	8.7	8.7	3	6.8	1.3	1.6	2.53			
頻度	1回のみ	37	12.9	40.3	-1.6	9	22.0	5.8	1.6			
	複数回	183	63.8	182.9	0	26	63.4	26.1	0	3.32		
	日常的	67	23.3	63.9	1.3	6	14.6	9.1	-1.3			
	合計	287	100.0	287		41	100.0	41				
肉体的苦痛	はい	172	60.4	179.1	-2.5	31	81.6	23.9	2.5	6.47*	日本: はい<いいえ 韓国: はい>いいえ	
	いいえ	113	39.6	105.9	2.5	7	18.4	14.1	-2.5			
	合計	285	100.0	285		38	100.0	38				
精神的苦痛	はい	197	70.4	202.8	-2.2	34	87.2	28.2	2.2	4.85*	日本: はい<いいえ 韓国: はい>いいえ	
	いいえ	83	29.6	77.2	2.2	5	12.8	10.8	-2.2			
	合計	280	100.0	280		39	100.0	39				
理由(ミス)	はい	171	60.6	180	-3.3	32	88.9	23	3.3	11.04**	日本: はい<いいえ 韓国: はい>いいえ	
	いいえ	111	39.4	102	3.3	4	11.1	13	-3.3			
	合計	282	100.0	282		36	100.0	36				
理由(態度)	はい	194	69.0	195.6	-0.6	28	73.7	26.4	0.6	0.34		
	いいえ	87	31.0	85.4	0.6	10	26.3	11.6	-0.6			
	合計	281	100.0	281		38	100.0	38				
単一回答	対処方法	他の指導者に相談	17	6.1	17.5	-0.4	3	7.7	2.5	0.4		
		一人で悩む	60	21.5	69.3	-3.7	19	48.7	9.7	3.7	15.99**	日本<韓国
		気に留めない	159	57.0	152.7	2.2	15	38.5	21.3	-2.2		日本>韓国
		指導者と直接話す	24	8.6	21.1	1.9	0	0.0	2.9	-1.9		
		家族に相談	19	6.8	18.4	0.4	2	5.1	2.6	-0.4		
		合計	279	100.0	279		39	100.0	39			
今後原因をなくす	はい	203	71.7	208.9	-2.3	34	89.5	28.1	2.3	5.46*	日本: はい<いいえ 韓国: はい>いいえ	
	いいえ	80	28.3	74.1	2.3	4	10.5	9.9	-2.3			
	合計	283	100.0	283		38	100.0	38				
今後相談する	はい	80	29.1	81.7	-0.6	13	34.2	11.3	0.6	0.42		
	いいえ	195	70.9	193.3	0.6	25	65.8	26.7	-0.6			
	合計	275	100.0	275		38	100.0	38				
継続への対処	はい	100	35.6	106.9	-2.5	21	56.8	14.1	2.5	6.22*	日本: はい<いいえ 韓国: はい>いいえ	
	いいえ	181	64.4	174.1	2.5	16	43.2	22.9	-2.5			
	合計	281	100.0	281		37	100.0	37				
所属先へ	はい	161	57.9	154.7	2.1	16	40.0	22.3	-2.1	4.55*	日本: はい>いいえ 韓国: はい<いいえ	
	いいえ	117	42.1	123.3	-2.1	24	60.0	17.7	2.1			
	合計	278	100.0	278		40	100.0	40				

\*\*p<.01,\*p<.05

が有意に少ないということがわかった。したがって、日本は韓国とイタリアに比べて被体罰経験のある大学生の割合が多いといえる。

(2) 日本と韓国における体罰内容の比較

3か国のうち、イタリアの大学生における被体罰経

験は5名と少ないため、日本と韓国で体罰内容の比較を行った。その結果をまとめたものが表5である。表5から、日本の方が韓国よりも多い内容として、体罰の種類は暴力、練習場面、監督による体罰、体罰を平然と受けとめ、体罰の継続に対しては所属先での相談

3 か国の体育系大学生における体罰の比較

表 6 男女別にみた被体罰経験

被体罰 経験	男子大生 (n=737)				女子大生 (n=343)				カイ二乗値
	度数	%	期待度数	残差	度数	%	期待度数	残差	
あり	193	26.2	180.8	1.8	72	21.0	84.2	-1.8	3.41 n.s.
なし	544	73.8	556.2	-1.8	271	79.0	258.8	1.8	

表 7 その他項目の基本統計量と分散分析の結果

項目	国						分散分析 **P=.01
	日本 平均	n=953 SD	韓国 平均	n=290 SD	イタリア 平均	n=172 SD	
権威主義	2.37	1.17	2.00	1.19	3.00	1.28	** 日本>韓国<イタリア, 日本<イタリア
倫理観の欠如	1.46	0.93	1.81	1.07	1.42	1.05	** 日本<韓国>イタリア, 日本=イタリア
フェアプレイの欠如	1.36	0.80	1.59	0.96	1.29	0.94	** 日本<韓国>イタリア, 日本=イタリア
勝利至上主義	2.42	1.25	2.86	1.28	1.94	1.31	** 日本<韓国>イタリア, 日本>イタリア

を考えていること等が示された。一方で、日本の方が少ない内容は、人格否定、コーチ・トレーナーからの体罰、肉体的・精神的苦痛、プレー中のミスが原因、一人で悩む、体罰の継続に対して通報窓口を利用する等であった。

(3) 男女別にみた被体罰経験

男女別にみた被体罰経験について人数を集計したものが表6である。カイ二乗検定の結果、有意差は認められなかった。

3. その他の項目の3か国比較

その他の項目である4項目について3か国の大学生別に集計したものが表7である。4項目それぞれについて国ごとに分散分析を行った結果、4項目すべてで有意差が認められた(権威主義、倫理観の欠如、フェアプレイ精神の欠如、勝利至上主義)。Ryan法による多重比較の結果、権威主義は韓国がもっとも権威主義的傾向が強く、次いで日本、イタリアの順であった。倫理観の欠如とフェアプレイの欠如では、韓国がもつ

とも値が高かった。勝利至上主義でも韓国がもっとも高く、次いでイタリア、日本の順であった。

4. 体罰容認度に影響を与える要因

(1) 被体罰経験と体罰容認度

体罰容認度に影響を与える要因を探るため、日本と韓国の被体罰経験と体罰容認度との関係について集計し、示したものが図2である(被体罰経験の有無に対

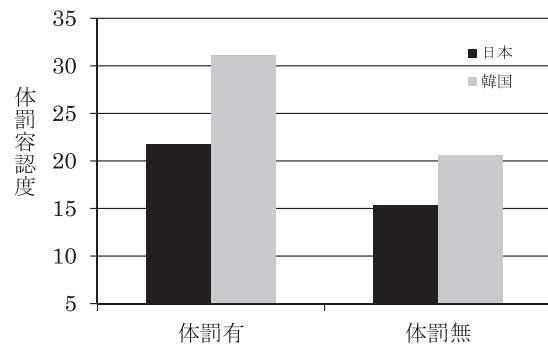


図2 被体罰経験(見聞きを含む)と体罰容認度との関係

表8 日本と韓国における被体罰経験と体罰容認度との関係

被体罰経験	日本: 平均(SD)	韓国: 平均(SD)
あり	21.81 (27.26) n=289	31.17 (31.96) n=35
なし	15.40 (21.67) n=680	20.61 (25.95) n=214

要因	平方和	df	平均平方	F
国	5566.43	1	5566.43	9.47**
被体罰経験	7539.69	1	7539.69	12.82**
交互作用	451.81	1	451.81	0.38
誤差	713780.13	1214	587.96	
全体	727338.06	1217		** p<.01



表9 ステップ・ワイズ法による重回帰分析の結果 (R<sup>2</sup>=.019)

モデル	標準化されていない係数		標準化	t 値	有意 確率	共線性の統計量	
	B	標準 誤差	係数 ベータ			許容度	VIF
(定数)	6.765	2.683		2.522	.012		
2 被体罰 経験	5.399	1.761	.107	3.066	.002	.998	1.002
倫理観 の欠如	2.013	.876	.080	2.297	.022	.998	1.002

する体罰容認度, 日本有: $\bar{X}$ =21.81, SD=27.26, n=289), 日本無: $\bar{X}$ =15.40, SD=21.67, n=680), 韓国有: $\bar{X}$ =31.17, SD=31.96, n=35), 韓国無: $\bar{X}$ =20.61, SD=25.95, n=214)。分散分析の結果, 国と被体罰経験で主効果が認められた(表8, 交互作用は有意差なし)。この結果から, 被体罰経験があるものは, ないものに比べて体罰容認度が高く, 日本に比べて韓国のほうが体罰容認度は高いといえる。

## (2) 体罰容認度に影響する要因

体罰容認度に影響を与える要因を探るため, 日本と韓国を対象として, 目的変数を体罰容認度, 予測変数を被体罰経験, その他の項目としてステップ・ワイズ方式の重回帰分析を行った。その結果, 被体罰経験と倫理観の欠如が選出された ( $F(2, 804)=7.70, p<.01$ )。したがって, 体罰容認度の高さは, 被体罰経験があり倫理観が欠如していることに依存する可能性がある(表9)。しかしながら, 調整済み R<sup>2</sup> が .016 と低いことからさらなる検討が必要となった。

## V. 考 察

### 1. 体罰容認度について

3か国の体罰容認度について, イタリアがもっとも低く, 次いで日本, 韓国という順となった。イタリアでは, イタリア国内オリンピック委員会 (Comitato Olimpico Nazionale Italiano: CONI) が国の監督下に置かれ, 国際オリンピック委員会や世界ドーピング防止機構などの国際的なスポーツ政策に応じて, 暴力防止などの対策を講じている。CONIは, 競技団体のルールを強制的に変更できるといった権限を有しており, 暴力問題の改善指示に関して強い主導権を持っている。その取り組みが大きな成果となってあらわれていることが推察される。一方で, 韓国でもスポーツにおける暴力禁止のプロジェクトが行われており, その中心は2001年に実質的に活動を始めた国家人権委員会が担っている。その背景には, 2006~2007年にスポーツ場面における性暴力が社会問題となったことから, 新たな政策が必要になったことに起因する。その結果,

2010年からはスポーツ指導や政策においても, 第一に選手の人権を考慮して進められるようになってきている(依田・齋藤・波多腰・亀山・澤野, 2014)<sup>27)</sup>。今回は, 日本よりも体罰容認度が高いという結果になったが, 今後これらの取り組みにより改善していくことが予想される。これら諸外国の取り組み, とりわけイタリアの制度や政策を参考に, 日本の体罰防止に取り入れていくことが必要ではないかと考える。

今回, 3か国をすべてまとめて, 男女別の体罰容認度について検討を加えた。本研究では, 男女の体罰容認度に差は認められなかった。福島(2013)<sup>10)</sup>の調査結果では, 男性の方が女性に比べて体罰を容認する傾向が強いと述べているが, 回答の求め方が「賛成・反対・分からない」という3件法で調査をしているため, 本研究とは異なった可能性がある。調査方法を含めて, 今後さらに検討することが必要となった。

### 2. 被体罰経験について

3か国の被体罰経験について, イタリアでは日本と韓国に比べて被体罰経験が有意に少ないという結果が得られた。依田ら(2014)<sup>27)</sup>によると, イタリアにおいては指導者の暴力については大きな問題ではなく, 人種差別のほうの問題としては大きいことをインタビュー調査から明らかにしている。また, 東原・ミラー(2013)<sup>28)</sup>は, 文化人類学などの知見を用いて考察した結果, 体育会系就職の構造が体罰を生む原因であるとしている。そのため, 体罰の緩和のためには附従契約的な状況の解除が必要であり, 複数の指導者やクラブの選択など参入離脱の自由を確保することにあると述べている。調査対象となったイタリアのC大学は, 日本と韓国の大学生が大学のクラブに所属しているのと異なり, 大学以外のクラブに所属している。このことが, 被体罰経験と関連していることも考えられる。今回, 被体罰経験のあった詳細な時期については調査していないため, 所属しているクラブと体罰を受けた時期との関連について明らかにする必要がある。

体罰内容の比較については, イタリアの大学生の被

体罰経験者が少数であったため、日本の韓国との2か国比較となった。韓国では暴力による体罰が少ないという結果が認められた。韓国では大韓体育協会とは別に国家人権委員会が設置されており、ここで国からの支援を受けながら体罰防止を教育活動として展開している。その結果、それまであった「指導者に暴力を振るわれても良い」という社会風潮が改善されてきた(依田ら, 2014)<sup>27)</sup>。杉山(2013)<sup>29)</sup>は、体罰を攻撃行動という視点からとらえて論じているが、「体育・スポーツの指導に伴う体罰については、体罰を容認する状況の影響がきわめて重要である」と述べている。この体罰を容認する状況が変化したことが結果としてあらわれたのではないかと推察される。

また、日本と韓国をまとめて男女別に被体罰経験を検討したところ、差は認められなかった。安藤・小菅(1994)<sup>30)</sup>は、男子大生で85.1%、女子大生で79.2%と同じくらいの割合であると述べている。男女で大きな差がないという点では一致しているが、本研究の被体罰経験の割合は先行研究よりも低い値であった。調査対象や方法の違いを含めて、その原因を今後検討していくこととする。

### 3. その他の項目の3か国比較と体罰容認度に与える要因

その他の4項目について、それぞれについて国ごとに比較した結果、4項目すべてで差が認められた。権威主義については、日本よりもイタリアのほうが強かったが、イタリアの大学生は質問内容から指導者に対する尊敬を回答した可能性がある。また、倫理観の欠如では具体的に「ドーピング」ということばを用いていることから、倫理観全般を指しているとは必ずしもいえない。フェアプレイの欠如と勝利至上主義に関しても同様であるが、今回は探索的に項目を追加したため、今後は複数項目を用いて検討することが必要であろう。

被体罰経験と体罰容認度については、従来からその関連性が指摘されている。本研究においても、日本と韓国ともに被体罰経験と体罰容認度とのあいだに関連がみいだされた。兄井・永里・竹内・長嶺・須崎(2014)<sup>31)</sup>は、「この体罰の容認あるいは肯定を、否認あるいは否定に変化させることは容易なことではないと考えられている」と述べている。また、越中(2010)<sup>32)</sup>は、体罰に関する信念が、個人のより根源的な人間観や指導観などと深く結びついている可能性を示唆していることから、体罰容認の信念を変えることは非常に困難な課題であると思われる。根源的に深く結びつく信念が、体罰によって形作られている場合、払拭するのはより難しくなるであろう。探索的に行った分析で

も、体罰容認度に影響を与える要因に被体罰経験の有無が選出された。樋口(2014)<sup>33)</sup>は、学校経営における法令順守の視点から体罰の範囲と限界について論じているが、部活動中の体罰について「厳格な意味では、教育上「行き過ぎた懲戒」とはいえず、生徒の非違的行為を懲らしめ、戒めるという「教育上の目的」すら有しない単なる「暴行行為」に該当するもので、体罰の範囲と限界を論ずるまでもない」と断じている。困難な課題を克服するために、まずはこのような認識を、すべての指導者が共通の概念として有することが必要であろう。

これまででも体罰をなくすため、さまざまな提案がなされてきた。阿江(2014)<sup>34)</sup>は、「競技スポーツと教育の分離」「暴力を用いない指導法の学習」「部活動の成果の再認識」をそれまでの長い体罰研究から導き出している。一方で、前出の兄井ら(2014)<sup>31)</sup>は、先行研究の分析から、体罰に関する考えについて大学の授業による大幅な改善は確認できていないと述べている。

しかしながら、今回の3か国比較によりイタリアの体罰容認度の低さや、韓国の改善傾向など、日本に適用可能な方策が提示されたのではないかと考える。今後、本研究の成果を体罰防止の実践にどのように役立てることができるか検討していく。

## VI. 結論

1. 3か国の体罰容認度は、「イタリア<日本<韓国」であった。また、男女差は認められなかった。
2. イタリアは日本と韓国に比べて被体罰経験が有意に少ないということが明らかとなり、体罰の内容から韓国に体罰問題の改善傾向が認められた。また、男女差は認められなかった。
3. 権威主義傾向や倫理観の欠如、フェアプレイの欠如、勝利至上主義の4項目すべてで韓国がもっとも高い値を示した。
4. 体罰容認度に影響を与える要因として、被体罰経験と倫理観の欠如が選出された。

付記 本研究は、2013年度日本体育大学体育研究所の助成を受けて実施した。

## 引用参考文献

- 1) 三好仁司(2013) 体罰を防止する効果的な学校の取組, 生徒指導学研究第12号, 29-35.
- 2) Richard G. Sipes (1973) War, Sports and Aggression: An Empirical Test of Two Rival Theories. *American Anthropologist*, 75(1), 64-86.
- 3) アシュレイ モンターギュ(1982) 暴力の起源, 尾本恵市・福井伸子訳, どうぶつ社.
- 4) 原田統吉(1988) 暴力論, 日本教文社.

- 5) 中谷 彪 (2004) 学校教育における体罰の風土的考察—稲作農耕民族と牧畜民族の人間観と教育観の比較検討の視点から—, 武庫川女子大学紀要 (人文・社会科学篇), 52, 23-35.
- 6) 鈴木秀人・鈴木 聡・坂本拓弥 (2014) 我が国の運動部集団に見られる暴力的行為に関する研究, 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 平成25年度広域科学教科教育学研究 研究成果報告書 ([http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/kyouin/news/data\\_kouiki\\_h25/13.pdf](http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/kyouin/news/data_kouiki_h25/13.pdf)).
- 7) 鈴木秀人・鈴木 聡・坂本拓弥 (2015) 我が国の運動部集団に見られる暴力的行為に関する研究 (その2), 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科 平成26年度広域科学教科教育学研究 研究成果報告書 ([http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/kyouin/news/data\\_kouiki\\_h26/10.pdf](http://www.u-gakugei.ac.jp/~graduate/rengou/kyouin/news/data_kouiki_h26/10.pdf)).
- 8) 喜多明人 (1988) 体罰に関する調査ノート, 立正大学文学部論叢 87, 25-45.
- 9) 安田 勉 (1999) 体罰体験とその意識—大学生の意識調査から—, 青森保健大学紀要 1(2), 151-162.
- 10) 福島健介 (2013) 小学校教諭を志望する学生の体罰およびいじめに関わる意識調査とその考察—「生徒指導・進路指導論」の授業における意識変容の検討を含めて—, 帝京大学教育学部紀要第1号, 23-31.
- 11) 阿江美恵子 (1990) スポーツ指導者の暴力的行為について, 東京女子体育大学紀要第25号, 9-16.
- 12) 楠本恭久・立谷泰久・三村 覚・岩本陽子 (1998) 体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究—被体罰経験の調査から—, 日本体育大学紀要第28巻第1号, 7-15.
- 13) 阿江美恵子 (2000) 運動部指導者の暴力的行動の影響: 社会的影響過程の視点から, 体育学研究 45, 89-103.
- 14) 西坂珠美・會田 宏 (2007) 高等学校のクラブ活動における指導者の暴力行為, 武庫川女子大学紀要 (人文・社会科学篇) 55, 149-157.
- 15) 高橋豪仁・久米田恵 (2008) 学校運動部活動における体罰に関する調査研究, 教育実践総合センター研究紀要 (17), 161-170.
- 16) 杉山洋一 (1997) 生徒指導主事の体罰意識に関する調査研究—学校運営への関わりを展望して—, 東京学芸大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要第16巻, 99-116.
- 17) 梅津迪子 (2003) 成育過程の経験によって醸成される体罰観・暴力観の研究, 聖学院大学論叢第15巻第2号, 31-44.
- 18) 宮原順寛・高木 啓 (2008) 生徒指導における体罰と不寛容主義—指導行為に内在する権力性と暴力性をめぐる議論を通して—, 長崎県立大学論集第42巻第3号, 87-112.
- 19) 富江英俊 (2008) 中学校・高等学校の運動部活動における体罰, 埼玉学園大学紀要 (人間学部篇) 第8号, 221-227.
- 20) 依田充代・北村 薫 (2012) ドーピング知識とスポーツ観の研究—小中学生の現状から—, 運動とスポーツの科学 18巻1号, 29-40.
- 21) 黄 順姫 (2013) 社会的・文化的体罰の日本・韓国の比較—体罰禁止後の対策・代案はあるのか— (特集 体育・スポーツにおける体罰を考える), 体育の科学 63(10), 797-805.
- 22) 金 泚伶 (2013) 体罰禁止に関する認識及び制度に関する日本と韓国の比較研究—教育において体罰禁止を根付せるための課題—, 京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報 2, 168-181.
- 23) 寺崎弘昭 (2000) 欧米学校体罰史研究—その概観と批判—, 東京大学大学院教育学研究科紀要第40巻, 1-15.
- 24) 寺崎弘昭・金次淑子 (1992) 日本における学校体罰禁止法制の歴史 (牧柁名・今橋盛勝・林量俣・寺崎弘昭編 『懲戒体罰の法制と実態』), 学陽書房, 25-65.
- 25) Jennifer E. Lansford, Liane Pena Alampay, Suha Al-Hassan, Dario Bacchini, Anna Silvia Bombi, Marc H. Bornstein, Lei Chang, Kirby Deater-Deckard, Laura Di Giunta, Kenneth A. Dodge, Paul Oburu, Concetta Pastorelli, Desmond K. Runyan, Ann T. Skinner, Emma Sorbring, Sombat Tapanya, Liliana Maria Uribe Tirado and Arnaldo Zelli (2014) 9か国における子どもへの体罰: 子の性別および親の性別による影響, 子どもの虹情報研修センター, 平成25年度報告書アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究—体罰の防止に向けて—, 71-85.
- 26) 添田晴雄 (2013) 「体罰」総論—比較研究のために—, 比較教育学研究第47号, 13-25.
- 27) 依田充代・齋藤雅英・波多腰克晃・亀山有希・澤野宏之 (2014) リーダーシップスケール・体罰・スポーツ感に関する調査報告書, 日本体育大学体育研究所.
- 28) 東原文郎・アロンミラー (2013) 体罰と権力—文化人類学と〈体育会系就職〉論からみた体罰考— (特集 体育・スポーツにおける体罰を考える), 体育の科学 63(10), 775-781.
- 29) 杉山哲司 (2013) 攻撃行動を生み出すメカニズム (特集 体育・スポーツにおける体罰を考える), 体育の科学 63(10), 791-796.
- 30) 安藤房治・小菅ゆみ (1994) 学校における体罰に関する一考察—教育学部学生の体罰体験と体罰意識調査をもとに—, 弘前大学教育学部紀要第72号, 69-89.
- 31) 兄井 彰・永里 健・竹内奏太・長嶺 健・須崎康臣 (2014) 将来教員を志望する大学生の体罰に関する意識調査, 福岡教育大学紀要第63号, 第5分冊, 95-101.
- 32) 越中康治 (2010) 体罰に関する大学生の信念に及ぼす意見交換の影響, 宮城教育大学紀要第45巻, 217-225.
- 33) 樋口修資 (2014) スクール・コンプライアンスからみた学校教育における懲戒と体罰の範囲と限界について, 明星大学研究紀要第4号, 1-17.
- 34) 阿江美恵子 (2013) ジェンダーと体罰の関係—女子体育系大学運動部の実態把握より— (特集 体育・スポーツにおける体罰を考える), 体育の科学 63(10), 782-785.

---

#### 〈連絡先〉

著者名: 齋藤雅英

住 所: 東京都世田谷区深沢 7-1-1

所 属: 日本体育大学教育心理学研究室

E-mail アドレス: [saitou.ma@nittai.ac.jp](mailto:saitou.ma@nittai.ac.jp)